宝塚市入札監視委員会事務取扱要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、宝塚市入札監視委員会規則(平成27年規則第10号。以下「規則」という。)第2条に掲げる事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。 (報告)
- 第2条 規則第2条第1号及び同条第3号に規定する報告は、原則として年4回、3 月ごとに行うものとする。

(様式)

- 第3条 報告に際しては、整理した総括表(様式第1号) 入札方式別一覧表(様式 第2号)及び入札参加資格停止状況一覧表(様式第3号)を提出するものとする。 (抽出の委任)
- 第4条 規則第2条第2号に定める案件の抽出に関する以下の事務については、あらかじめ委員長が指定した委員に依頼するものとする。
- (1)第2条に規定する入札方式別一覧表の中から、委員会において審議の対象となる事案について、入札方法別に、事前に抽出すること。
- (2)委員会において抽出理由についての説明を行うこと。

(抽出事案の説明及び審議)

第5条 市長は、抽出事案説明書(様式第4号)を用いて、抽出事案の説明を効率的 に行わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。